

交通安全協会だより（令和2年5月号）

～ 自転車は車のなかま ～ ～ 自転車はルールを守って ～

自転車は、道路交通法では軽車両に位置づけされており「車のなかま」です。道路を通行する時は「車」として、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践して安全運転を心がけましょう。
また、車の運転者も自転車のルールを知って、お互いを思いやり、安全を心がけましょう。

自転車の交通事故発生状況

徳島県における昨年中の自転車による交通事故は

- 発生件数 468件（対前年比 +9件）
- 死者数 8人（対前年比 +4人）
- 傷者数 450人（対前年比 -4人）

自転車に関連する交通事故は、減少傾向にあります。全交通事故に占める構成比は約16%前後で横ばい状況が続いており、昨年は構成比が前年と比較して増加しました。

自転車の交通事故の特徴

自転車に関連する死亡・重傷事故の相手方は、その約70%が自動車で最も多くなっています。

自転車と自動車の事故のうち、交差点での出会い頭による衝突事故が約57%で最も多く発生しており、このような事故では自転車側にも安全不確認や一時不停止等の違反が多く見受けられます。

絶対にやめましょう！「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作をする、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故が後を絶ちません。

自転車運転中の「ながらスマホ」は不安定な運転になり、周囲の自動車や歩行者に対する注意が不十分になり、重大事故に繋がる極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。

乗車用ヘルメット着用の徹底を！

自転車乗車中の死者の人身損傷部位は、頭部損傷によるものが多く、負傷者では腕部、脚部である場合が多くなっています。

自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用してください。

また、幼児、児童が自転車を運転又は同乗させるときは、乗車用ヘルメットの着用を徹底してください。

自転車交通安全運動月間 実施中 4月1日～5月31日まで